

## 第2章 福井県の現況

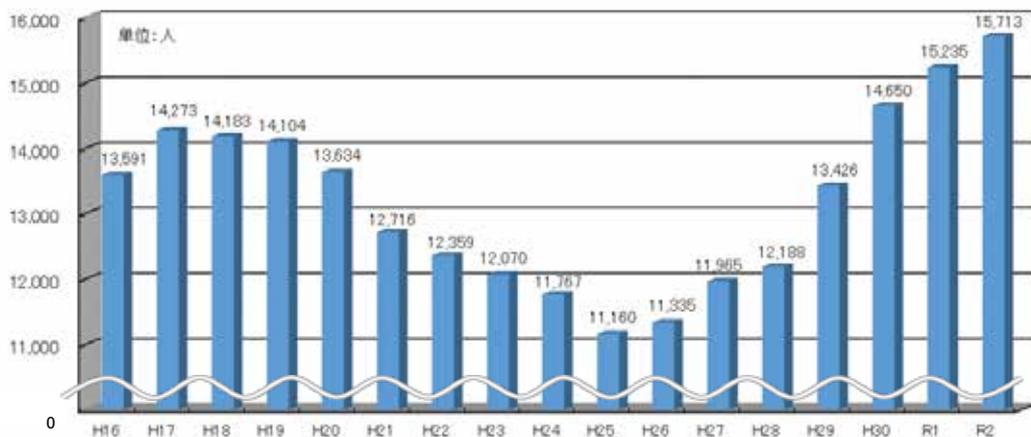
### 1 福井県内の外国人住民の状況

#### (1) 概要

福井県内の外国人住民数は、平成17(2005)年から平成25(2013)年までは減少傾向にありましたが、平成26(2014)年からは7年連続で増加しており、令和2(2020)年12月末現在の本県の外国人住民数は、過去最高の15,713人、前年比478人増(3%増)となっています。

福井県内の外国人住民数の推移

毎年12月末現在

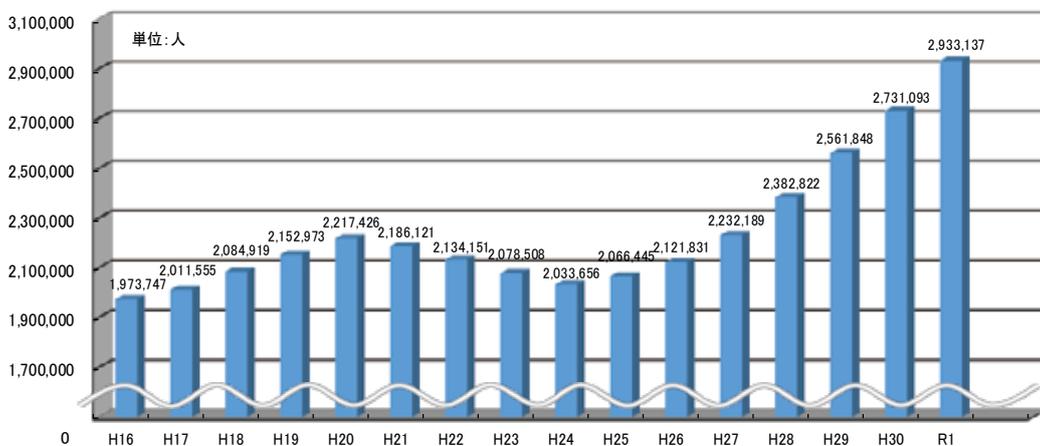


出典：福井県調べ

[参考]

国内の在留外国人数の推移

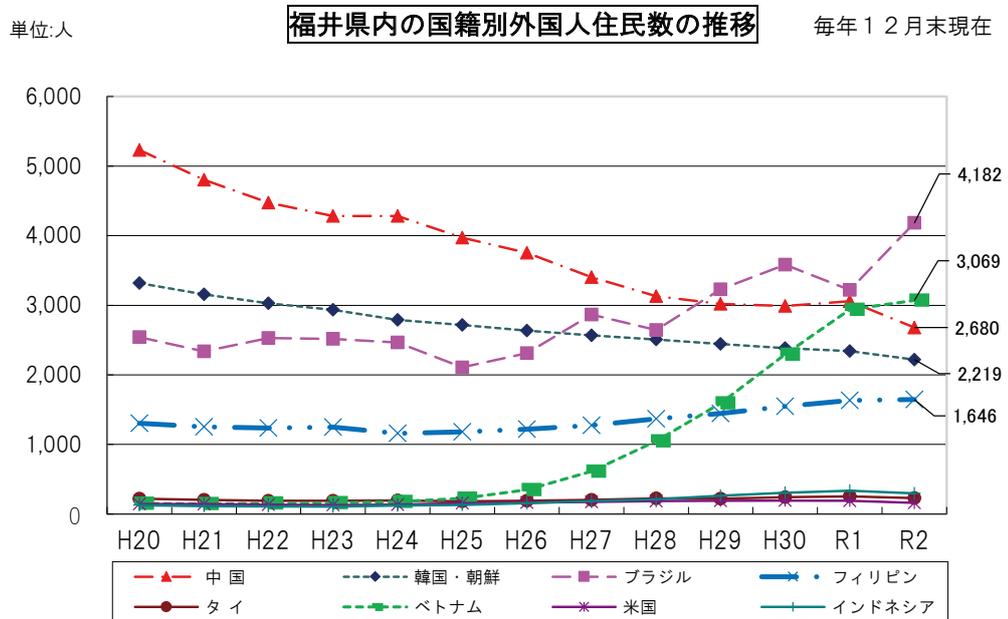
毎年12月末現在



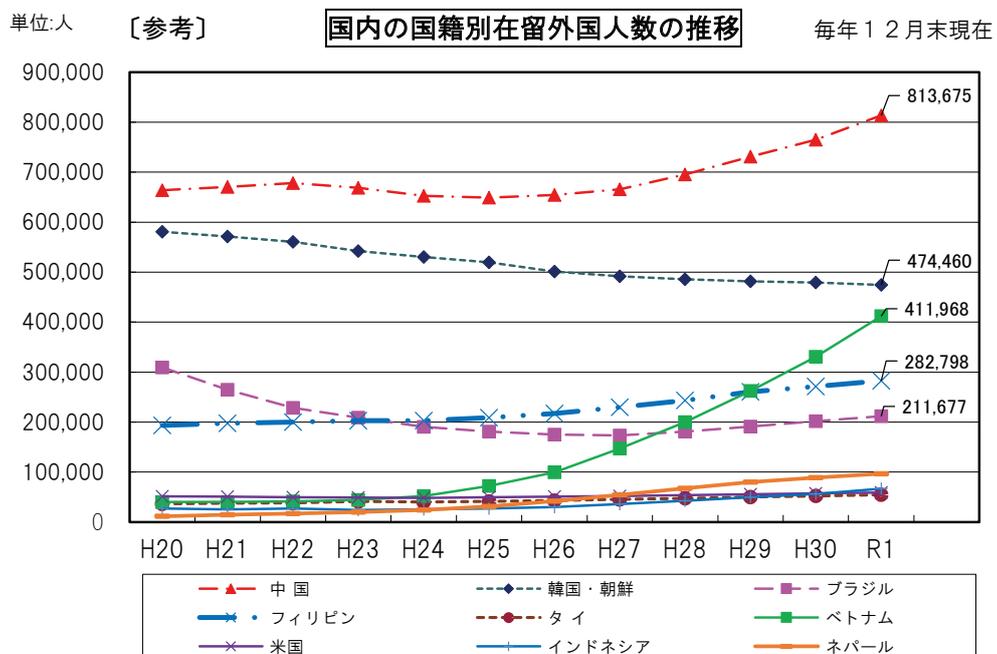
出典：法務省「登録外国人統計」(~平成23年)、同「在留外国人統計」(平成24年~)

(2) 国籍

国籍別で見ると、世界74か国・地域の人々が県内に在住しており、ブラジルが最も多く、次いでベトナム、中国、韓国・朝鮮、フィリピンとなっています。近年は、ベトナムの伸びが大きくなっています。



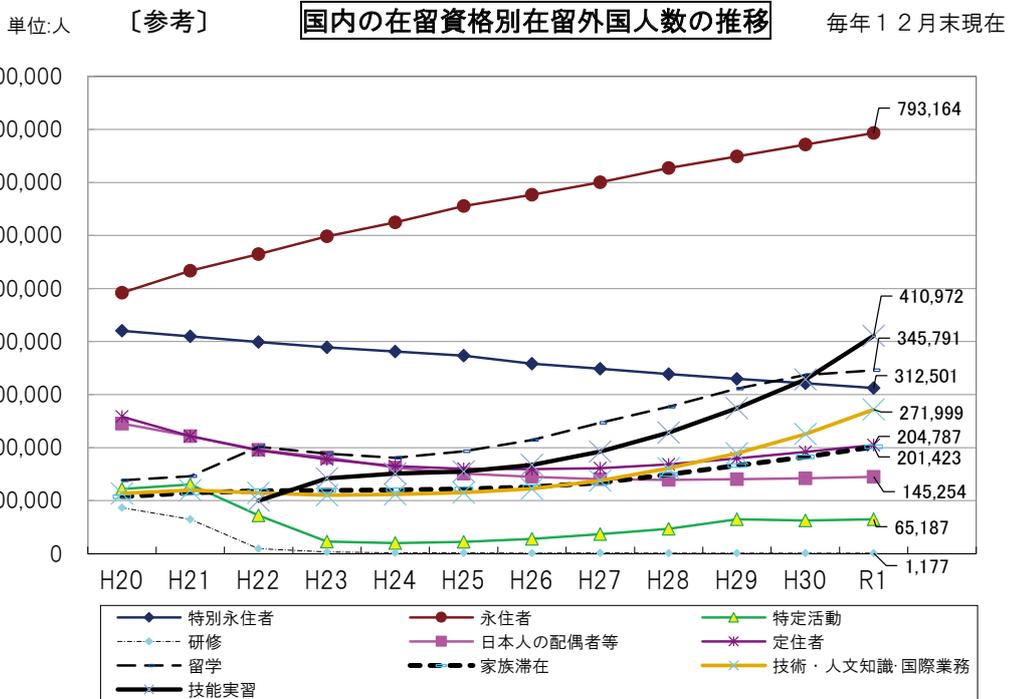
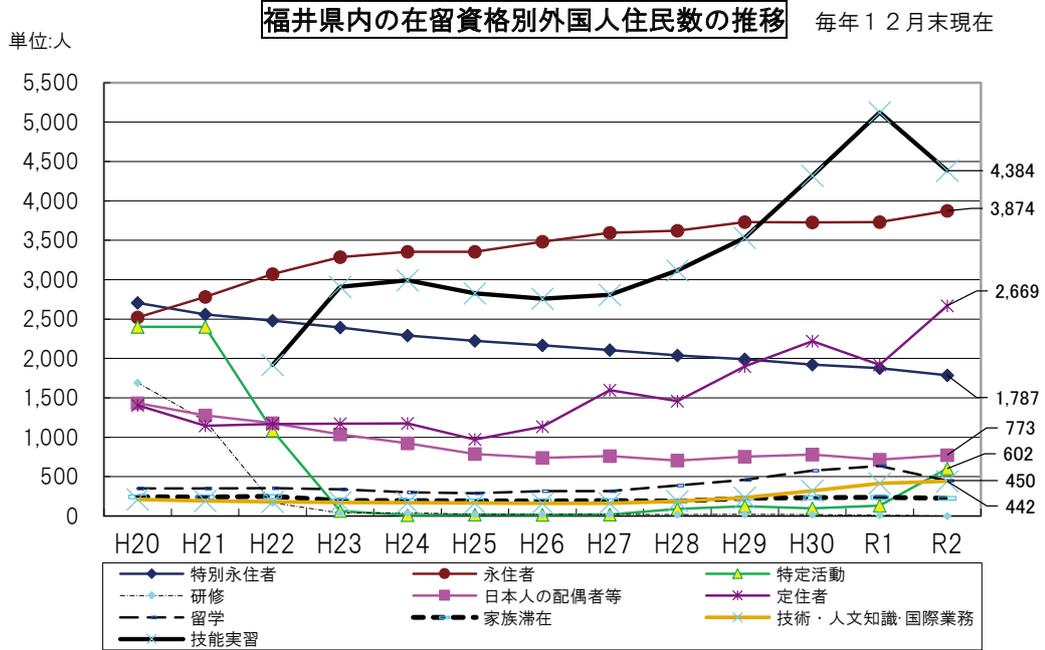
出典：福井県調べ



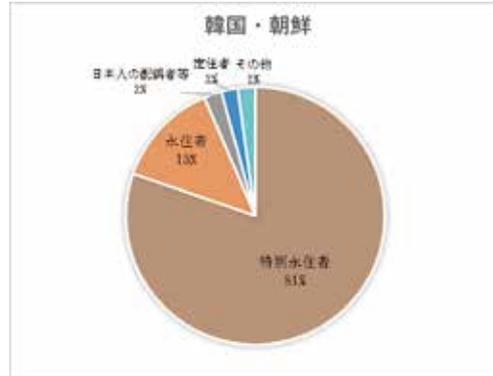
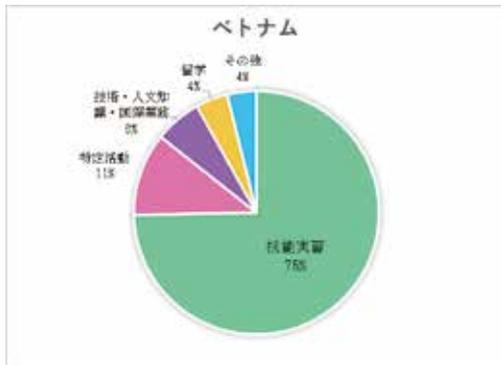
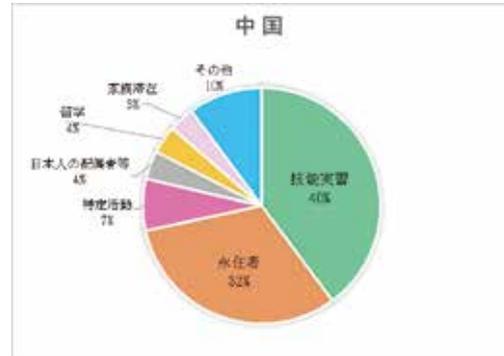
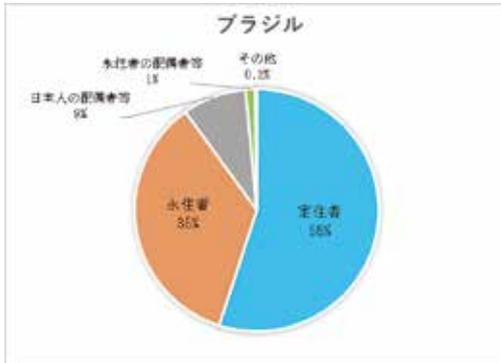
出典：法務省「登録外国人統計」（～平成23年）、同「在留外国人統計」（平成24年～）

(3) 在留資格

在留資格別では、「技能実習」、「永住者」、「定住者」、「特別永住者」の順となっており、「技能実習」の伸びが大きくなっています。 ※在留資格に関する用語の解説はP 2 3を参照



ブラジルは「定住者」、中国、ベトナムは「技能実習」、韓国・朝鮮は「特別永住者」、フィリピンは「永住者」がそれぞれ最も多くなっています。

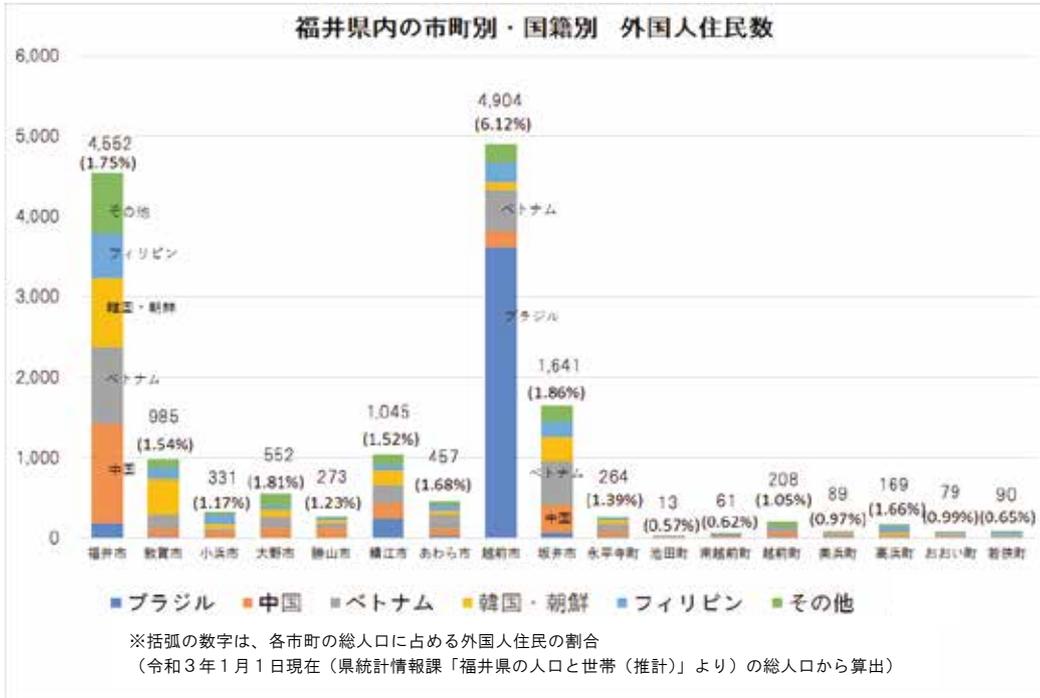


出典：福井県調べ

(4) 市町

市町別に見ると、福井市と越前市が4千人を超えており、特に越前市では外国人住民数が総人口の6%を超えています。両市では、それぞれ独自に多文化共生推進プランを策定しています。

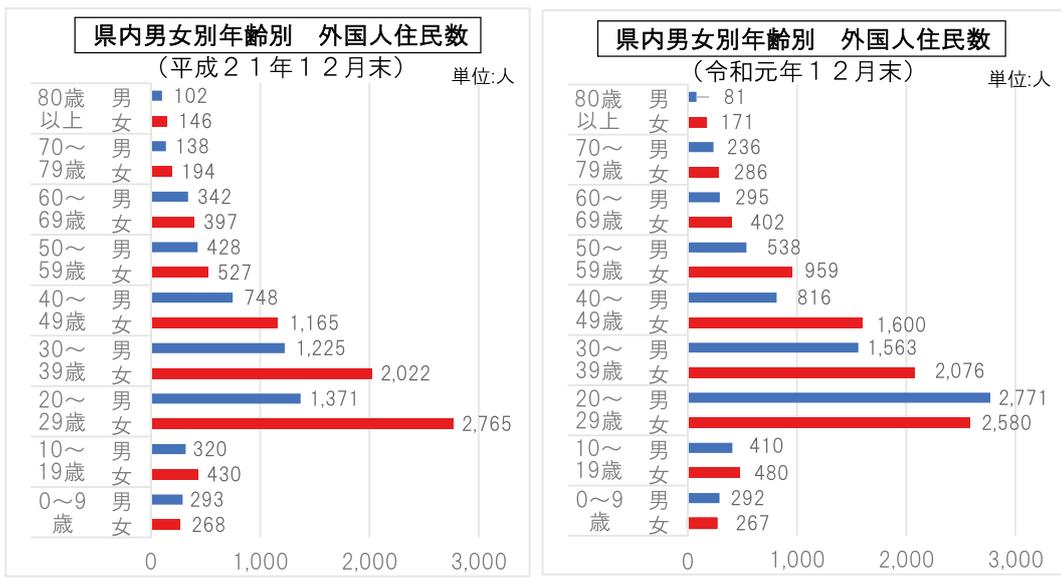
単位:人



出典：福井県調べ

(5) 年齢

年齢構成では、10年前と比べて、20代男性が2.0倍、30代男性が1.3倍に増加しているほか、50代女性が1.8倍に増加しています。



出典：法務省「登録外国人統計」

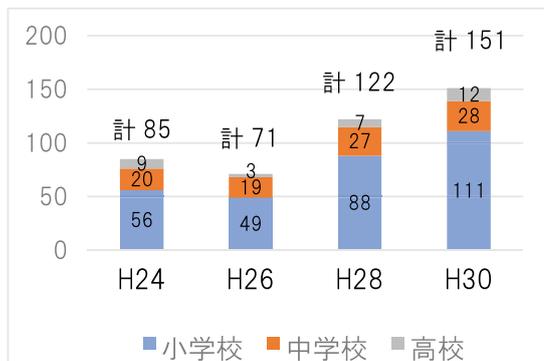
出典：法務省「在留外国人統計」

(6) 児童生徒

外国人住民の増加に伴い、日本語指導が必要な外国人児童生徒の数も増加しています。

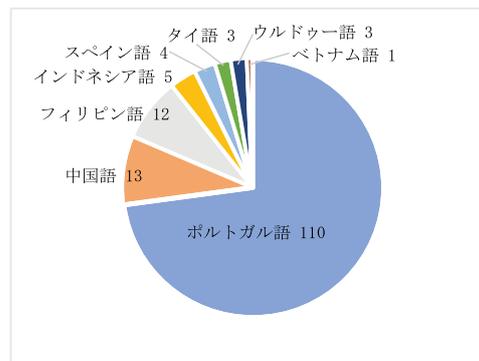
**福井県内の日本語指導が必要な外国人児童生徒**

単位：人



**日本語指導が必要な外国人児童生徒の母語別在籍状況 (H30)**

単位：人



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

隔年5月1日現在

**福井県内の日本語指導が必要な外国人児童生徒および学校数**

単位 児童・生徒数：人、学校数：校

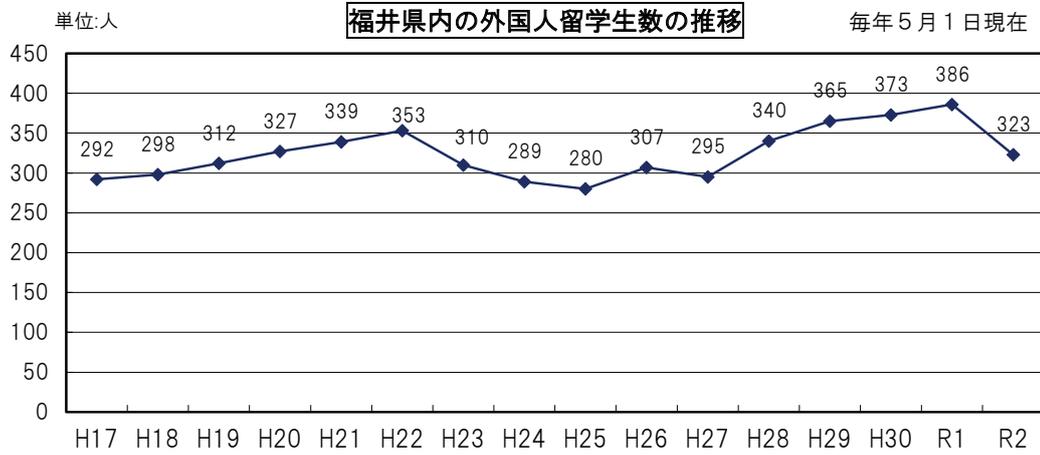
	小学校		中学校		高等学校		合計	
	学校数	児童数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	児童生徒数
H24	15	56	8	20	5	9	28	85
H26	19	49	8	19	2	3	29	71
H28	24	88	8	27	4	7	36	122
H30	22	111	6	28	4	12	32	151

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

隔年5月1日現在

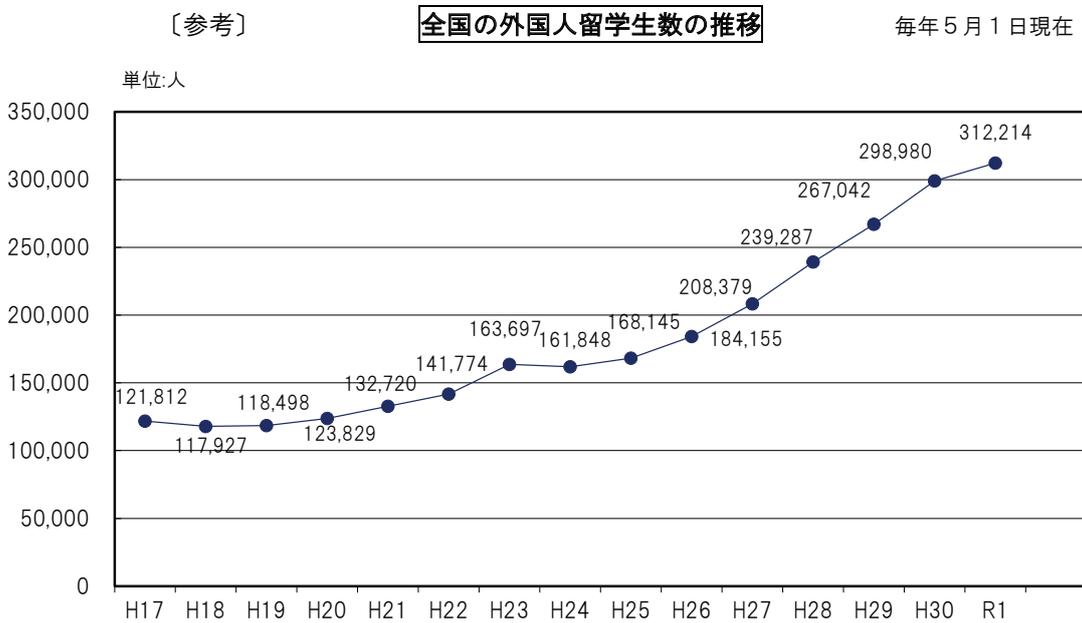
(7) 外国人留学生

県内の外国人留学生は、平成28(2016)年から4年連続で増加していましたが、令和2年は新型コロナウイルス感染拡大による入国制限の影響で減少しています。



出典：福井県留学生交流推進協議会調べ  
(県内高等教育機関の受入留学生数)

[参考]



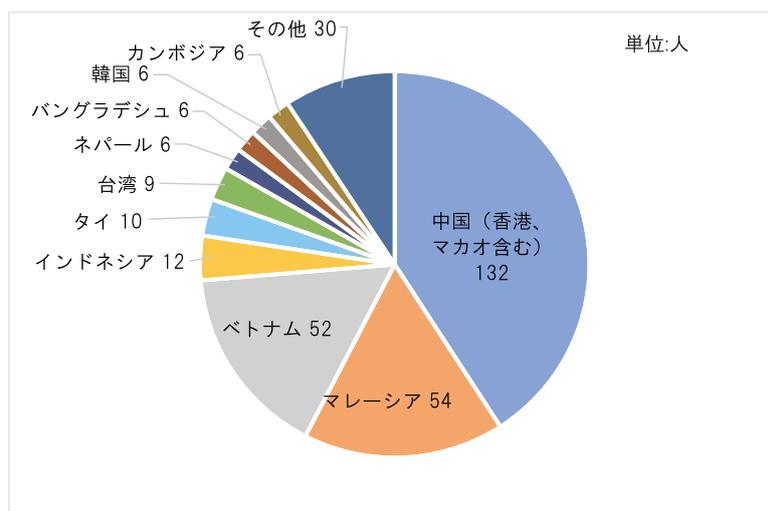
出典：独立行政法人日本学生支援機構調べ

国別では、中国（香港、マカオ含む）からの留学生が最も多く、マレーシア、ベトナムが続いています。

また、県の支援事業により県内企業に就職した留学生数は、令和元（2019）年では22人となっており、平成28（2016）年以降、年々増加しています。

**福井県内の国別外国人留学生数**

令和2年5月1日現在



出典：福井県留学生交流推進協議会調べ

**県の支援により県内企業に就職した留学生数**

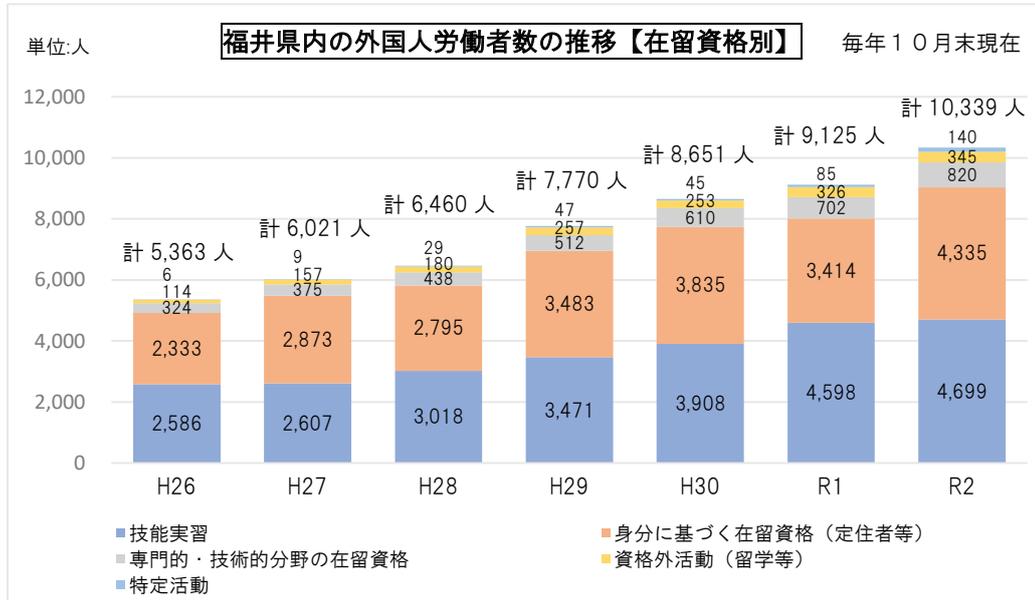
H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
7人	4人	13人	5人	17人	18人	22人

出典：福井県調べ

## 2 福井県内の外国人労働者の状況

### (1) 概要

県内の外国人労働者は年々増加しており、令和2（2020）年10月末時点で外国人雇用事業所数は1,502事業所、外国人労働者数は10,339人となっています。



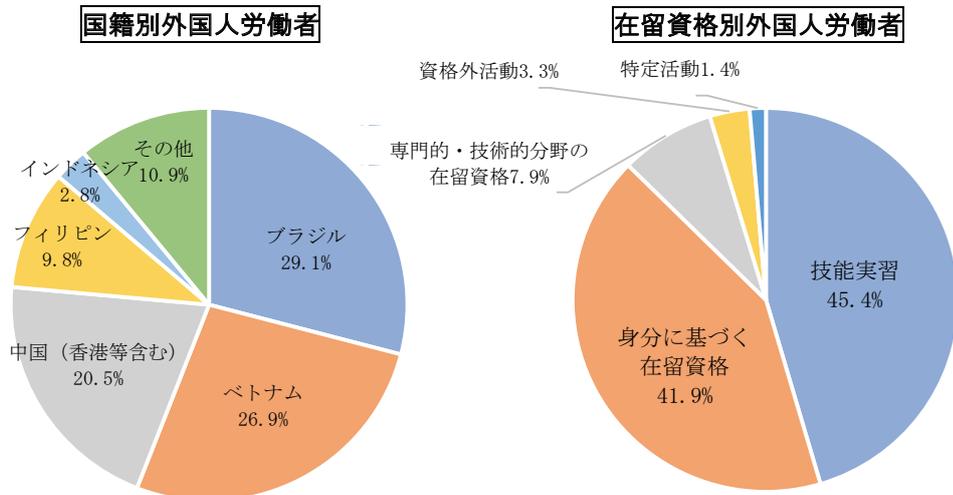
出典：福井労働局「外国人雇用状況の届出状況」

### (2) 国籍および在留資格

国籍別では、ブラジルが最も多く29.1%、次いでベトナムが26.9%、中国が20.5%となっています。

在留資格別では、「技能実習」が全体の45.4%と最も多く、次いで、「身分に基づく在留資格」が41.9%、「専門的・技術的分野の在留資格」が7.9%となっています。

なお、「高度専門職」は6人（令和2年12月末：福井県調べ）、「特定技能」は91人（令和2年12月末：法務省「特定技能1号在留外国人数」）となっています。



出典：福井労働局「外国人雇用状況の届出状況」令和2年10月末現在

### 福井県における特定産業分野別特定技能在留外国人数

各年12月末現在 単位：人

	飲食料 品製造 業	電気・電子 情報関連 産業	素形材 産業	漁業	建設	介護	外食業	産業機 械製造 業	宿泊	農業	総数
令和元年	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3
令和2年	20	17	12	12	9	6	6	5	3	1	91

出典：出入国在留管理庁「特定技能1号在留外国人数」

国籍別の在留資格を見ると、ベトナムやインドネシアは「技能実習」による在留が多数を占め、また、ブラジルは「身分に基づく在留資格」（日系2世および3世等の「定住者」など）が多いなど、国籍ごとに在留資格に特徴があります。

### 福井県における国籍別・在留資格別外国人労働者数

単位：人

	総数	技能実習	身分に基づく 在留資格	専門的・技術的分 野の在留資格	資格外活動	特定活動
合計	10,339	4,699(45.4%)	4,335 (41.9%)	820 (7.9%)	345 (3.3%)	140 (1.4%)
ブラジル	3,005 【29.1%】	1 (0.0%)	3,000 (99.8%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)	2 (0.1%)
ベトナム	2,777 【26.9%】	2,364(85.1%)	42 (1.5%)	186 (6.7%)	125 (4.5%)	60 (2.2%)
中国(香港等を含む)	2,121 【20.5%】	1,267(59.7%)	461 (21.7%)	230 (10.8%)	112 (5.3%)	51 (2.4%)
フィリピン	1,018 【9.8%】	409(40.2%)	548 (53.8%)	46 (4.5%)	7 (0.7%)	8 (0.8%)
インドネシア	288 【2.8%】	246(85.4%)	11 (3.8%)	22 (7.6%)	9 (3.1%)	0 (0.0%)
ネパール	104 【1.0%】	2 (1.9%)	1 (1.0%)	60 (57.7%)	41(39.4%)	0 (0.0%)
韓国	97 【0.9%】	0 (0.0%)	73 (75.3%)	22 (22.7%)	2 (2.1%)	0 (0.0%)
ペルー	26 【0.3%】	0 (0.0%)	26(100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
G7/8※、オーストラリア、 ニュージーランド	202 【2.0%】	0 (0.0%)	59 (29.2%)	143 (70.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	701 【6.8%】	410(58.5%)	114 (16.3%)	110 (15.7%)	48 (6.8%)	19 (2.7%)

出典：福井労働局「外国人雇用状況の届出状況」令和2年10月末現在

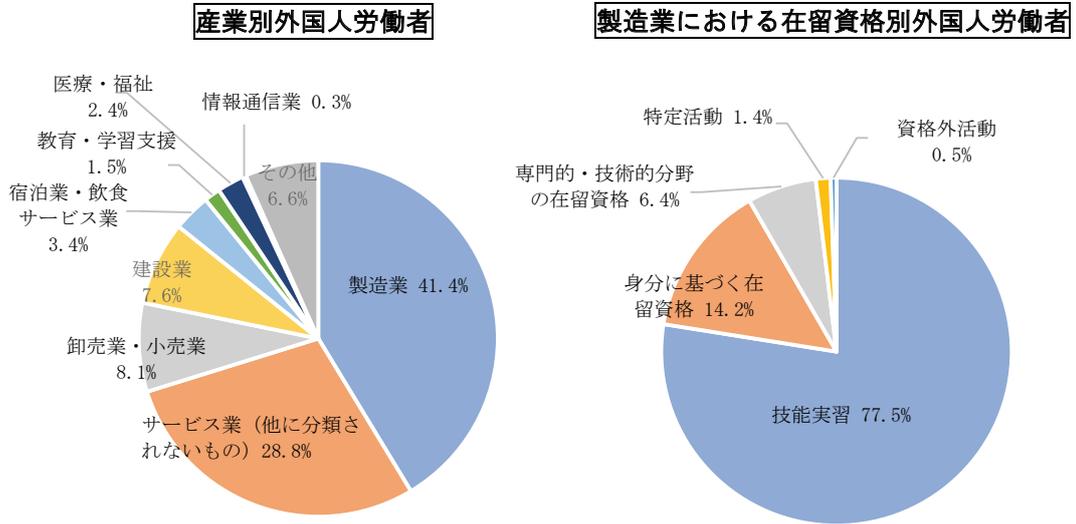
※【 】内は、外国人労働者数総数に対する当該国籍の者の比率

( )内は、国籍別の外国人労働者数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。

G7/8とは、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ロシア、ドイツ、イタリアを指す。

### (3) 産業

産業別では、「製造業」に従事する外国人労働者が最も多く、全体の41%となっており、そのうちの8割近くを技能実習生が占めています。



出典：福井労働局「外国人雇用状況の届出状況」令和2年10月末現在

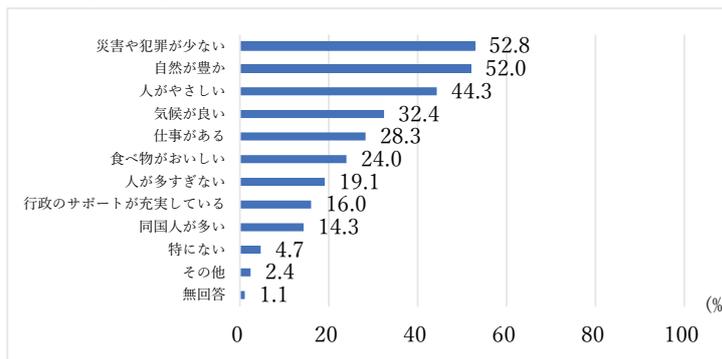
### 3 県民アンケート結果概要

#### (1) 外国人対象

- ◆調査期間 令和2（2020）年10月12日～10月26日
- ◆調査対象 県内に居住する満18歳以上の外国人住民（特別永住者を除く）
- ◆回答者数 1,117人

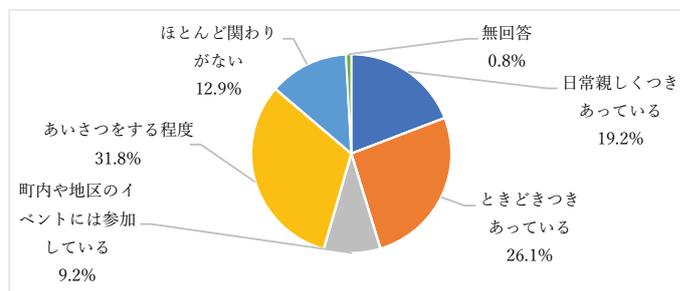
#### 《福井県に住んでよかったこと》

○「災害や犯罪が少ない」が52.8%、「自然が豊か」が52.0%、「人がやさしい」が44.3%となりました。



#### 《日本人との交流》

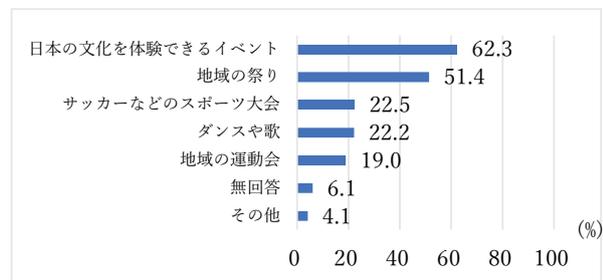
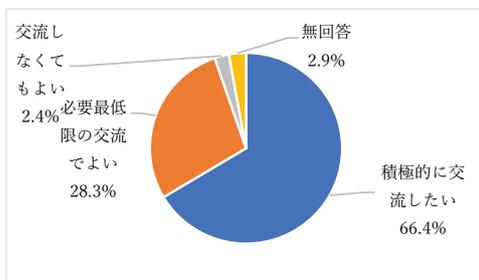
○過半数（54.5%）の外国人が、町内や地区の日本人と交流があると答えました。



#### 《今後の日本人との交流希望》

○66.4%の外国人が「積極的に日本人と交流したい」と考えています。

○参加したいイベントは、「日本の文化を体験できるイベント」が62.3%、「地域の祭り」が51.4%となりました。

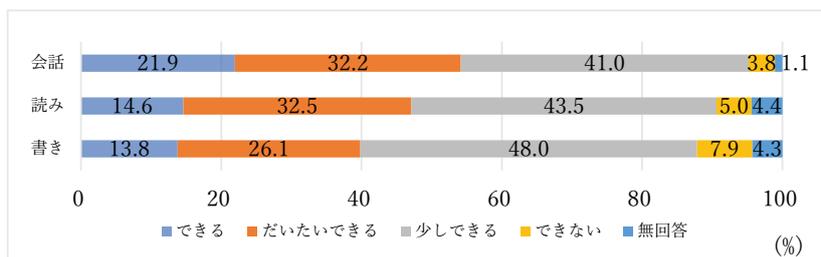


#### 《定住希望》

○「これからも福井県に住み続けたい」と答えた人が7割（73.6%）を超えました。

## 《日本語の習得》

○「会話ができる・だいたいできる」は過半数（54.1%）を占めましたが、読み書きになるとその割合が減っており、日本語学習に課題を感じている人が多くなっています。



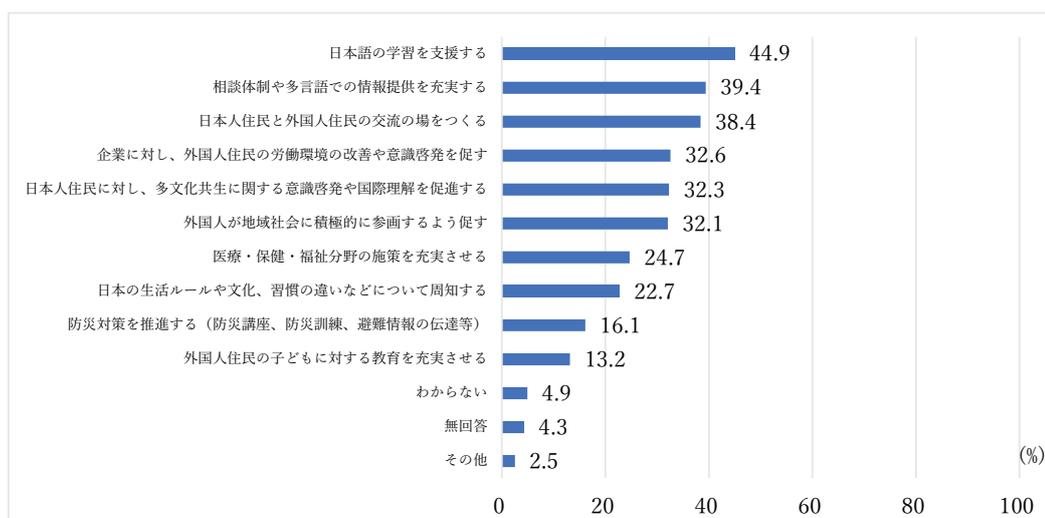
## 《生活上困っていること》

○「日本語の勉強」、「病院・役所での会話」が上位に挙がりました。



## 《行政に求めること》

○「日本語の学習支援」、「相談体制や多言語での情報提供の充実」、「交流の場の創出」が上位に挙がりました。



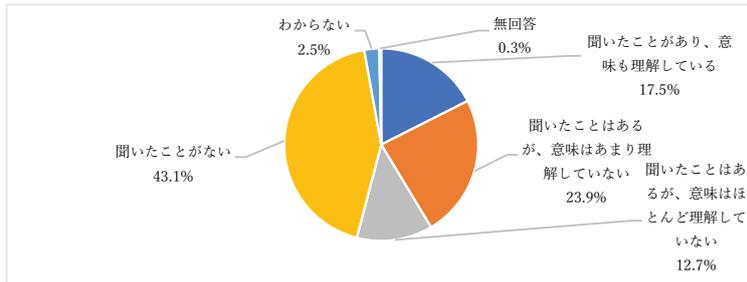
(2) 日本人対象

- ◆調査期間 令和2（2020）年10月12日～10月26日
- ◆調査対象 県内に居住する満18歳以上の1,000人（住民基本台帳から無作為抽出）
- ◆回答者数 640人（回答率64.0%）

《多文化共生の認知度》

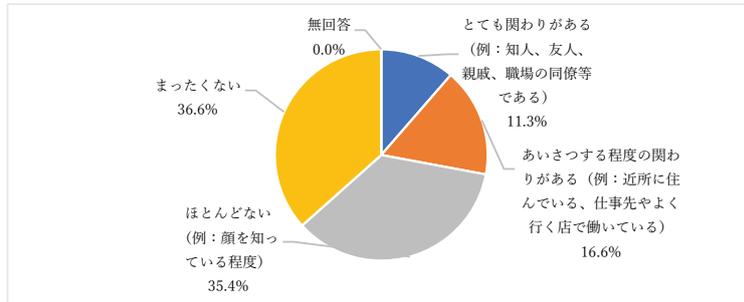
○多文化共生という言葉が「聞いたことがあり、意味も理解している」：17.5%、「聞いたことはあるが、意味は理解していない」：36.6%、「聞いたことがない」：43.1%という結果になりました。

○年代別では、若年層ほど意味を理解している人の割合が多くなっています。



《外国人との交流》

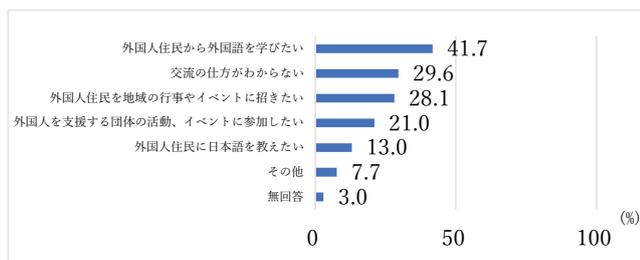
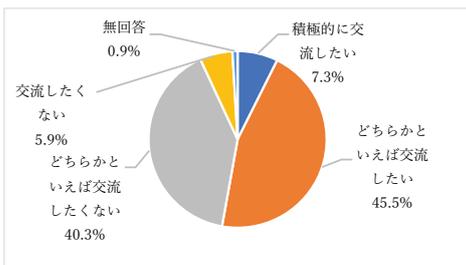
○日常生活の中で、外国人住民と「とても関わりがある」：11.3%、「あいさつする程度の関わりがある」：16.6%、「ほとんどない」：35.4%、「全くない」：36.6%という結果になりました。



《外国人との交流希望》

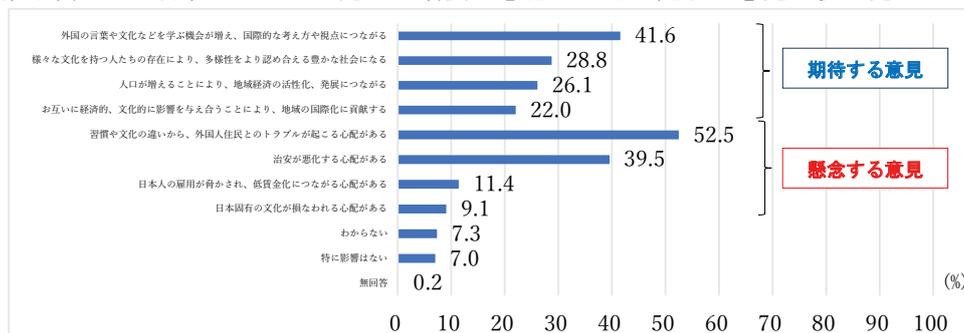
○外国人住民と「交流したい」と答えた人が過半数を占めた（52.8%）。一方で、「交流したくない」と答えた人も46.2%いました。

○「交流したい」と答えた人の中では、語学学習や地域行事を通じた交流を望んでいる人が多くなっています。



## 《外国人が増えることへの意見》

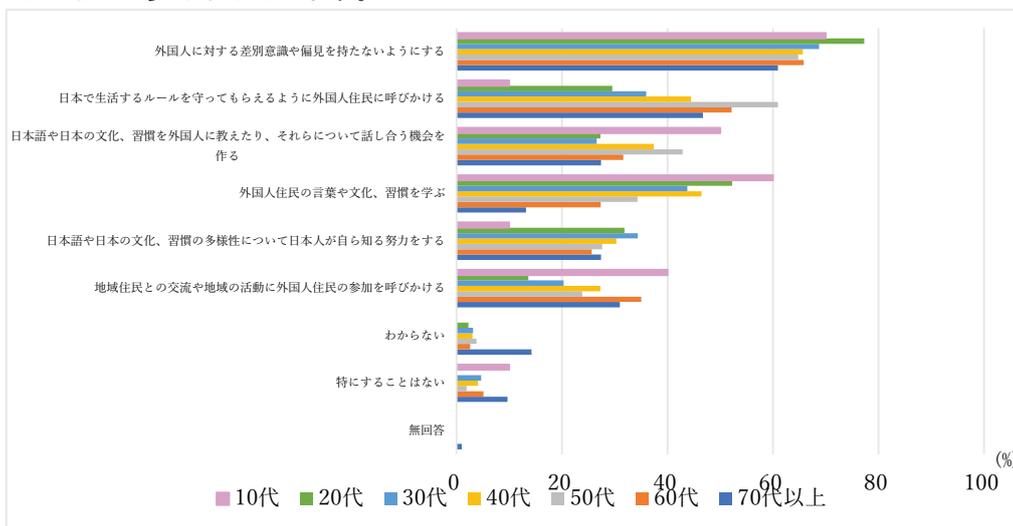
○地域に外国人が増えることについて、国際的な視点につながるなど前向きな見解が約半数を占めた一方、トラブルの発生や治安の悪化などを心配する意見も多く見られました。



## 《多文化共生社会実現のために必要なこと》

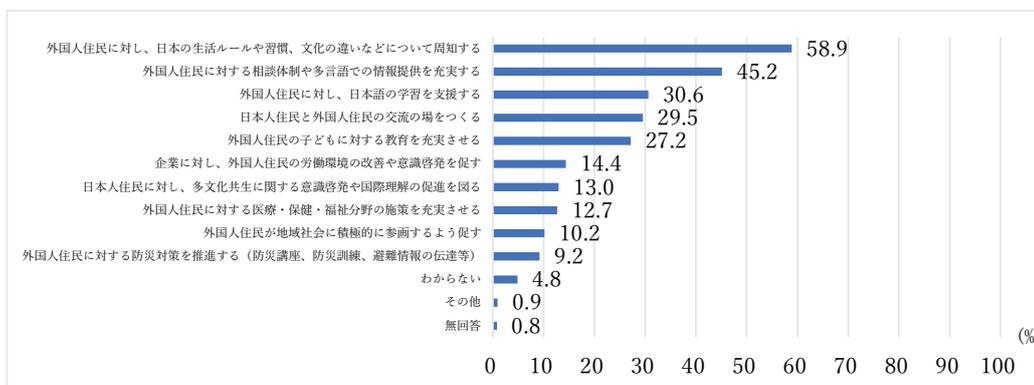
○回答者の約3分の2（65.3%）が「外国人に対する差別意識や偏見を持たないようにする」必要があると感じています。

○年代別では、若年層ほど「外国人住民の言葉や文化、習慣を学ぶ」ことができると考えている人が多くなっています。



## 《行政が力を入れるべき取り組み》

○半数以上（58.9%）が、「外国人住民に対し、日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどについて周知する」ことに力を入れるべきと感じています。



## 4 外国人住民を取り巻く課題

---

県が、県内各市町や国際交流団体、民間支援団体等に対して行ったヒアリングや、県内在住の日本人・外国人に対して行った県民アンケート調査結果からは、外国人住民の日本語学習の支援や日本人との共生促進に向けた課題などが明らかになりました。

### 《主な課題》

#### ①教育・コミュニケーション支援に関すること

- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒や学習機会の少ない外国人労働者へのきめ細かな日本語学習支援を行っていくことが求められる
- ・外国人児童生徒が自然と日本語を身につけられるよう、日本人児童生徒と会話をする機会を増やすために、学級や部活動の中でのコミュニケーションをサポートしていくことが必要
- ・日本語を十分に学習する時間をもてない外国人労働者のため、企業内で日本語の学習を取り入れる仕組みがあることが望ましい

#### ②相談体制、居住支援に関すること

- ・外国人からの相談内容は多種多様であり、様々な悩みの解決には、関係機関のネットワークの構築が重要
- ・外国人住民は頼れる人が少ないため、今以上の相談できる場や機会の確保が課題
- ・外国人であることを理由に住居の賃貸を断られるケースもあり、行政と不動産業者が連携した取り組みが必要

#### ③防災、医療分野の支援に関すること

- ・災害発生時など重要局面において、意思疎通ができないことに起因するトラブルが発生する
- ・外国人にとっては生活や地域の情報が少なく、外国人キーパーソンを通じたコミュニケーションの確保、SNSを通じた情報共有などの仕組みが必要
- ・各市町で開催している防災訓練への参加しやすい環境づくりが重要
- ・医療目的で医療機関を受診する外国人が、安心して医療サービスを楽しむ環境整備が必要

#### ④相互理解の促進に関すること

- ・外国人も日本人も互いに「共生」の意識を高めること、また多文化共生に関わる活動に取り組む団体への継続的な応援が必要
- ・外国人住民のリーダー育成と同じくらい、地域住民側のキーパーソンの存在も重要
- ・不安や課題を抱える外国人児童が気軽に立ち寄れる居場所の確保が課題

⑤地域住民との交流活動に関すること

- ・外国人住民が学習した日本語を活かす場としての日本人との交流が重要
- ・地域交流イベントなどを通して、外国人が地域にもっと参画できる社会にするべき

⑥外国人材の受入れ・活躍支援に関すること

- ・県内の大学に進学する留学生を増やすとともに、さらに県内企業への就職につなげていくべき
- ・高い技術を持ち専門性の高い職種に就くことができる高度人材の受入れが進んでいない
- ・人手不足が深刻な介護人材や建設産業の担い手の継続的な確保が必要

⑦世界に向けた情報発信に関すること

- ・技能実習生などが来県する前に福井の情報を発信して、より福井県に興味を持ってもらえるような仕組みが必要
- ・外国人に福井を選んでもらうため、福井の文化、住みやすさなどを戦略的に情報発信していくべき

## 参考 全国統計から見た福井県内の外国人住民の現状

### ○全住民に占める外国人の割合（令和2（2020）年1月1日）

順位	都道府県名	割合	[外国人住民数]
1位	東京都	4.17%	577,329人（1位）
2位	愛知県	3.62%	274,208人（2位）
3位	群馬県	3.05%	60,036人（12位）
18位	福井県	1.96%	15,258人（30位）
	全国	2.25%	2,886,715人

（参考）富山県 19位（1.85%、19,496人）、石川県 23位（1.45%、16,497人）

算出方法：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（令和2年1月1日現在）から算出

### ○福井県の主な国籍別在住外国人人数順位（令和元（2019）年末）

[ブラジル人]

順位	都道府県名	外国人人数	
1位	愛知県	62,508人	中国 31位（1位 東京都）
2位	静岡県	31,378人	ベトナム 33位（1位 愛知県）
3位	三重県	13,981人	韓国 24位（1位 大阪府）
14位	福井県	3,621人	フィリピン 30位（1位 愛知県）
	全国計	211,671人	

出典：法務省「在留外国人統計」

### ○外国人留学生数（令和元（2019）年末）

順位	都道府県名	外国人留学生数
1位	東京都	116,175人
2位	大阪府	32,131人
3位	埼玉県	21,792人
38位	福井県	643人
	全国計	345,791人

（参考）石川県 22位（2,235人）、富山県 36位（735人）

出典：法務省「在留外国人統計」（在留資格「留学」の人数）

### ○全労働者に占める外国人労働者の割合（令和元（2019）年10月）

順位	都道府県名	割合	[外国人労働者数]
1位	東京都	5.93%	485,345人（1位）
2位	愛知県	5.47%	175,119人（2位）
3位	群馬県	5.35%	39,296人（10位）
13位	福井県	3.03%	9,125人（18位）
	全国	3.24%	1,658,804人

（参考）富山県 18位（2.84%、11,844人）、石川県 22位（2.48%、10,943人）

算出方法：厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況」（令和元年10月31日現在）の外国人労働者数を厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和元年10月31日現在）の常用労働者数で除して算出

## 参 考 国の制度の変遷と対応

### (1) 制度の変遷

#### 平成2(1990)年

- ・在留資格「定住者」の創設  
(日系2世または3世の外国人に就労可能な資格が付与され、県内在住ブラジル人が急増)

#### 【県内在住ブラジル人数の推移(平成元(1989)年～令和元(2019)年)】

平成元年3月末	平成2年末	平成3年末	平成4年末	平成5年末	平成15年末	令和元年末
15人	206人	567人	998人	1,568人	2,726人	3,221人

#### 平成5(1993)年

- ・技能実習制度創設(在留資格「特定活動」の一類型として)

技能実習制度とは：国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間(最長5年)受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令が適用される。

#### 平成22(2010)年

- ・在留資格「技能実習」の創設

#### 平成24(2012)年

- ・外国人登録制度が廃止され、在留カードの交付開始など新たな在留管理制度に移行
- ・「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度」がスタート  
(平成27(2015)年に在留資格「高度専門職」創設)

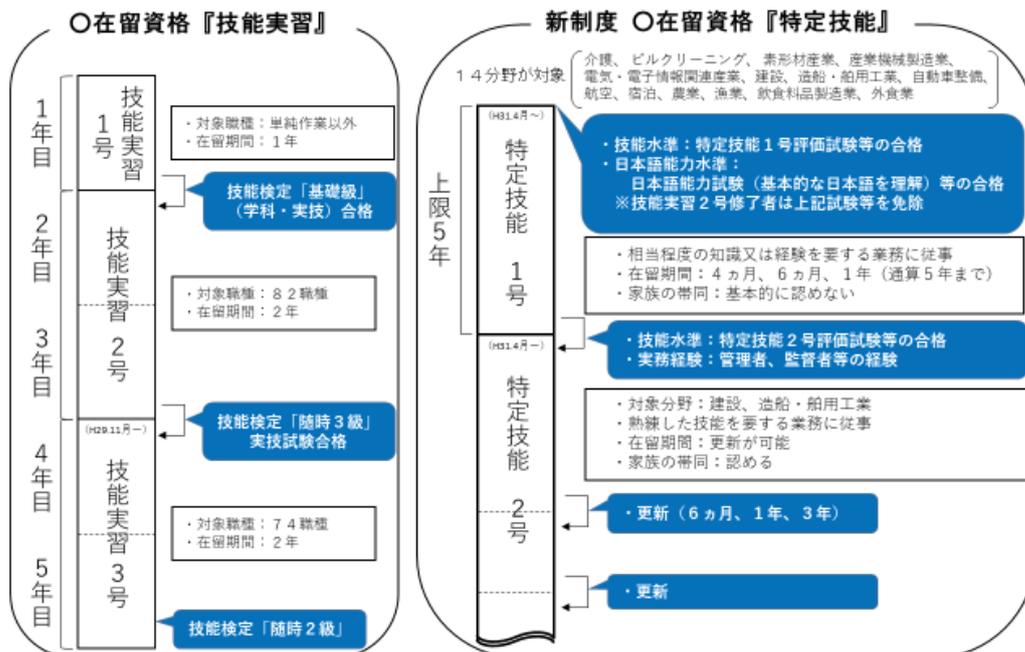
#### 平成29(2017)年

- ・在留資格「介護」の創設

#### 平成31(2019)年

- ・在留資格「特定技能」の創設

### 【在留資格『技能実習』と『特定技能』の仕組み】



## (2) 国の対応

### 平成18(2006)年

- ・「地域における多文化共生推進プラン」策定（総務省）
- ・『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」とりまとめ（外国人労働者問題関係省庁連絡会議）

### 平成30(2018)年

- ・「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018」閣議決定（外国人材の受入れ拡大）
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」決定（関係閣僚会議）

#### 総合的対応策に記載の主な取組み

- ・「多文化共生総合相談ワンストップセンター」の整備
- ・地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内図の多言語化の支援
- ・Safety tips等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及
- ・「110番」や「119番」の多言語対応
- ・地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援
- ・日本語支援員の配置支援等、外国人児童生徒の教育等の充実
- ・留学生就職促進のための大学等のプログラムの認定
- ・「外国人労働者相談コーナー」やハローワークの多言語化推進
- ・悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
- ・出入国在留管理庁の創設に伴う出入国および在留管理体制の強化 など

### 令和元(2019)年

- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」決定（関係閣僚会議）
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」決定（関係閣僚会議）

### 令和2(2020)年

- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」決定（関係閣僚会議）
- ・「地域における多文化共生推進プラン」改訂（総務省）

## 在留資格に関する用語の解説

### ・「永住者」

法務大臣から永住を許可された人に認められる在留資格。在留活動や在留期間の制限がない。原則として引き続き10年以上日本に住んでいることが必要であるが、定住者で5年以上継続して日本に住んでいる人なども、許可される場合がある。

### ・「定住者」

法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して居住を認める在留資格。日系2世および3世、日本人の配偶者の未成年未婚の実子、日本人の実子を養育する外国人の親などに認められる。

### ・「特別永住者」

平成3（1991）年11月1日に施行された日本の法律「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた在留資格

### ・「日本人の配偶者等」

日本人の配偶者、日本人の特別養子または日本人の子として出生した人に認められる在留資格

### ・「特定活動」

法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うことができる在留資格

### ・「技能実習」

開発途上国等からの外国人を日本に一定期間（最長5年間）受け入れ、日本での技能等を習得させ、習得した技術を本国で活用して開発途上国の発展に寄与する目的で設けられている在留資格

### ・「特定技能」

平成31（2019）年に創設。深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組みを行っても、なお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能および日本語能力基準を満たした人が特定技能としての在留を許可される。

### ・身分に基づく在留資格

在留資格「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当

### ・専門的・技術的分野の在留資格

在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」が該当

### ・資格外活動

許可された在留資格に応じた活動以外に、収入を伴う事業を運営する活動または報酬を受ける活動。外国人が在留資格以外の活動で収入を得る際、出入国在留管理庁長官から許可を得て、週28時間までパートやアルバイトができる。

